

平成 28 年

静岡県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会会議録

平成28年 2 月 4 日 開会

平成28年 2 月 4 日 閉会

静岡県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
欠 員	2
説明のための出席者	2
職務のための出席者	2
開 会	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期について	3
日程第3 一般質問	3
日程第4 発議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について	6
日程第5 議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	6
日程第6 議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について	7
日程第7 議案第3号 静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について	7
日程第8 議案第4号 静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	7
日程第9 議案第5号 静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について	7
日程第10 議案第6号 静岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	8
日程第11 議案第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	8
日程第12 議案第8号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について	9
日程第13 議案第9号 平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	9
日程第14 議案第10号 平成28年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	10
日程第15 議案第11号 平成28年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算	11
閉 会	13

平成 28 年静岡県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会会議録

○議事日程

平成28年 2 月 4 日（木）午後 2 時50分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期について |
| 日程第 3 | 一般質問 |
| 日程第 4 | 発議案第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 6 号 静岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 7 号 静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 8 号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について |
| 日程第13 | 議案第 9 号 平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第14 | 議案第10号 平成28年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第11号 平成28年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算 |

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第15まで

○出席議員（17人）

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| （ 2 番） | 佐 野 俊 光 君 | （ 3 番） | 鈴 木 育 男 君 |
| （ 5 番） | 込 山 正 秀 君 | （ 6 番） | 紅 林 貢 君 |
| （ 7 番） | 中 田 隆 幸 君 | （ 8 番） | 森 温 繁 君 |

(9番)	土屋 桑太郎 君	(10番)	高村 謙二 君
(11番)	石上 顕太郎 君	(12番)	飯田 正志 君
(13番)	梅本 和熙 君	(14番)	森 延彦 君
(15番)	秋田 稔 君	(16番)	中野 弘道 君
(17番)	楠山 俊介 君	(18番)	藤井 武彦 君
(19番)	菊地 豊 君		

○欠席議員（2人）

(1番)	染谷 絹代 君	(20番)	北村 正平 君
------	---------	-------	---------

○欠 員（1人）

○説明のための出席者（9人）

広域連合長	原 田 英 之 君	副広域連合長	石 原 茂 雄 君
副広域連合長	遠 藤 日 出 夫 君	事務局 長	繁 田 昌 宏 君
事務局次長	牧 野 敏 広 君	資格管理室長	今 本 智 明 君
保険料室長	杉 山 広 晃 君	医療給付室長	安 間 和 秀 君
電算室長	林 欣 哉 君		

○職務のための出席者（3人）

書記 長	平 田 信 宏 君	書 記	高 井 進 吾 君
書 記	山 田 貴 美 君		

午後2時50分開会

○議長（鈴木育男君）ただいまの出席議員は17人であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成28年静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を開会いたします。

この際、私から諸般の報告を申し上げます。

初めに、議員の異動について、御報告いたします。

町議会議員区分から選出されておりました榊原淑友議員から辞職願が提出され、昨年12月21日付けで許可をいたしました。

次に、本日、石上顕太郎議員ほか2名から、発議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」の議案が提出されております。

次に、本日、広域連合長から、議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」ほか10件の議案が提出されております。

次に、監査委員から、平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合定期監査及び平成27年6月分から平成27年12月分の現金出納検査の結果について報告があり、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鈴木育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、中野弘道議員及び秋田稔議員を指名いたします。

日程第2 会期について

○議長（鈴木育男君） 次に、日程第2、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（鈴木育男君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（鈴木育男君） 次に、日程第3、一般質問に入ります。

発言通告順により、飯田正志議員の質問を許します。飯田正志議員。

○議員（飯田正志君） それでは、一般質問させていただきます。

広域連合の「後期高齢者医療事業の運営について」お聞きいたします。

広域連合が運営する後期高齢者医療事業は、静岡県の高齢者の皆さんの健康と安心を支える制度であり、しっかりとした財政基盤に基づいた健全な運営が求められております。

本定例会では、保険料率を改定する条例改正案や、来年度の予算案など、今後の事業運営にかかわる重要な議案が上程されていますので、いくつか確認させていただきます。

今回、議案第1号で上程されている平成28年度、29年度の保険料率の改定案では、今の料率と比べて、所得割率が0.28%、均等割が年額で1,000円、引き上げられています。

そこでお聞きしますが、まず、1点目として、今回の保険料率の引上げは、医療費の増加などやむを得ない状況があるものと思いますが、どのように保険料率を算出したのかお尋ねします。

2点目として、2年ごとに保険料率が上昇しているわけですが、高齢者にとっては、消費税や介護保険料も上昇していることもあって負担が重いと感じている方も多いと思います。

このような中で、広域連合では、保険料の上昇を抑制するための財政支援などについて、国に対して、どのような働きかけをしているのかお伺いいたします。

3点目として、今回、保険料率を引き上げる前提で、来年度の予算案を編成していると思いますが、今後どのようなことに重点を置いて、後期高齢者医療事業の運営に取り組まれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木育男君） 答弁をお願いします。事務局長。

○事務局長（繁田昌宏君） はい、1点目の保険料率の算出についてお答えいたします。

保険料率については、2年を通じて財政の均衡が保たれるよう、設定することとされております。

そのため、まず、医療給付費などの費用額と、公費負担金などの収入額を見込み、その差額を保険料の必要額として算出いたします。

この保険料の必要額から、収納率の見込みや国から示された係数などを踏まえ、所得割率と均等割額を算出しております。

この一連の作業の中で、保険料率に大きく影響するのが、医療給付費の算出の基礎となります、1人当たりの医療費の見込みでございます。

この1人当たりの医療費を見込むに当たっては、過去の実績を十分精査し、その伸び率を見込んだ上で、診療報酬の改定率を反映させたところ、平成28年度は0.43ポイント、29年度は1.48ポイントの伸びが見込まれることから、このことが保険料率上昇の主な要因となっております。

2点目の国に対する働きかけについては、昨年6月、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、「保険料改定において、被保険者の負担が急激に増加しないよう、新たな財政支援制度の創設」などを求める旨の要望をいたしました。

しかしながら、今回の改定では、新たな措置は示されていないところでございます。

今後も、保険料上昇の抑制措置については、機会のあるごとに全国後期高齢者医療広域連合協議会などを通じて要望してまいりたいと考えております。

3点目の今後重点を置く取組についてお答えいたします。

今後については、これまで行っている事務事業に加え、マイナンバー制度の開始に伴う個人番号の管理や、公的機関との情報連携等を適切に実施してまいります。

また、近年、各広域連合においては、保健事業の充実と、医療費適正化の取組強化が求められているところでございます。

一つ目の保健事業については、昨年度、レセプトデータなどをもとに、保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画を策定いたしました。

この計画に基づき、来年度からは、新たに歯科健診事業に取り組むこととしております。

二つ目の医療費適正化については、はり灸・マッサージなど、療養費の支給申請に関し、専門の事業者による二次点検の業務委託を予定しております。

この二次点検は、業務に精通した事業者が、施術内容や頻度に疑義のある申請を抽出し、被保険者に施術内容の確認などを行うもので、これにより不適切な保険給付を防止したいと考えております。

このような取組は、医療費抑制を目的の一つとしていることから、保険料抑制にもつながるもの

と考えており、今後も更なる充実・強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木育男君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。飯田議員。

○議員（飯田正志君） わかりましたが、再質問をさせていただきます。

次に、事業運営に関連して、ただいまの答弁でも触れておりました歯科健診事業についてお聞きいたします。

来年度の当初予算には、新規事業として歯科健診事業に取り組むとのことで、これに要する経費が計上されています。

歯の健康は、何よりも大切な食事をすることや、会話をするものの継続につながるもので、最近では、脳梗塞や糖尿病などとも関係していると言われております。

また、従来から、「80歳で20本以上の歯を維持しよう」という「8020（ハチマルニイマル）運動」が進められてきたところであり、私としても高齢者にとって、歯の健康の維持は大変重要であると認識をしております。

そこで、お聞きをしたいのですが、まず、1点目として、歯科健診事業の目的について確認させていただきます。

2点目として、事業の対象者とその人数、また受診率の見込みについてお伺いします。

3点目として、実施方法とスケジュールについてお伺いします。

以上、3点についてお伺いいたしまして、私からの質問を終わります。

○議長（鈴木育男君） 再質問の答弁をお願いします。事務局長。

○事務局長（繁田昌宏君） まず、1点目の目的について、お答えいたします。

歯科口腔の健康増進は、食事やコミュニケーション機能の維持や、高齢者の発症率が高い誤嚥性肺炎の予防につながるものでございます。

また、近年では、糖尿病などの生活習慣病の予防にも効果があるとの知見が蓄積されているところであることから、この事業を通じて、高齢者の生活の質の向上を目指すとともに、健康寿命の延伸に寄与していきたいと考えております。

2点目の対象者については、75歳と80歳の被保険者とし、人数は約7万5,000人を見込んでおります。

また、受診率は、既に同事業を実施している広域連合の実績等を勘案し、20%と見込み、1万5,000人の受診を想定して予算計上しているところでございます。

次に、3点目の実施方法とスケジュールについて、お答えいたします。

実施方法は、広域連合からお送りする受診券を持って、最寄りの歯科診療所に受診していただくこととしており、このときの自己負担額は求めない方針でございます。

また、他の広域連合では、市町に委託するケースが半数程度ございますが、当広域連合では、市町の事務負担を考慮し、広域連合が直接、静岡県歯科医師会と委託契約を締結する予定としております。

スケジュールについては、5月下旬に該当の被保険者にお知らせと受診券を送付し、6月からの受診が可能となるよう、現在調整中でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木育男君） ただいまの答弁について再質問はございますか。

○議員（飯田正志君） ありません。

○議長（鈴木育男君） 以上で飯田正志議員の質問を終わります。これにて、一般質問を終了いたします。

日程第4 発議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

○議長（鈴木育男君） 次に、日程第4、発議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

ただいま、上程いたしました発議案第1号については、会議規則の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決まりました。

発議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

御異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は、可決されました。

日程第5 議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木育男君） 次に、日程第5、議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（繁田昌宏君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」については、「高齢者の医療の確保に関する法律」において、「保険料は2年を通じて広域連合の財政の均衡を保つことができるものでなければならない。」とされていることから、平成28年度及び29年度の保険料率等について、本条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、28年度及び29年度の所得割率を100分の7.85とし、被保険者均等割額を被保険者

1人につき3万9,500円とするものでございます。

また、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減について、対象の所得基準額をそれぞれ引き上げ、軽減の拡充を図るものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木育男君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決に入ります。お諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（鈴木育男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

日程第6 議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について

日程第7 議案第3号 静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

日程第8 議案第4号 静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

日程第9 議案第5号 静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について

○議長（鈴木育男君） 次に、日程第6、議案第2号から日程第9、議案第5号までの4件を一括審議といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（繁田昌宏君） それでは、議案書の3ページから9ページに記載の議案第2号から第5号について、御説明いたします。

これらの議案は、主に、平成26年6月に公布されました行政不服審査法の施行に伴い、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

行政不服審査法は、不服申立て制度の公正性の向上などを図る観点から見直され、本年4月に施行することとされております。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

まず、議案第2号「静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正」については、不服申立ての手続において「異議申立て」を廃止し、「審査請求」に一元化する用語の整理を行うほか、行政不服審査法第9条第1項ただし書に基づき、審理員による審理を経て審査会に諮問する手続を適用除外とするなど、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号「静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正」については、議案第2号と同様に、不服申立ての手続を一元化するほか、審理員による審理を適用除外とするなど、所

要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号「静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正」については、不服申立ての手続を一元化する用語の整理のほか、審査会の所掌事務に、不作為に対する審査請求を加えるなど、所要の改正を行うものでございます。

また、地方公務員法の改正に伴い、個人情報を取り扱う本審査会委員においても、守秘義務違反に対する罰金の上限額を3万円から50万円に改めるものでございます。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第5号「静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正」については、不服申立ての手続を一元化する用語の整理など、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第2号から第5号までの改正案でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木育男君） 提案理由の説明は終了いたしました。

本4件に対する質疑及び討論の通告はございませんので、これより一括して採決に入ります。お諮りいたします。

本4件につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」]

○議長（鈴木育男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第5号までの4件は、可決されました。

日程第10 議案第6号 静岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木育男君） 次に、日程第10、議案第6号及び日程第11、議案第7号の2件を一括審議といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（繁田昌宏君） それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

まず、議案第6号「静岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」については、地方公務員法の改正に伴い、任命権者の報告事項に「人事評価」等を追加し、「勤務成績の評定」を削除するとともに、行政不服審査法の施行に伴う用語の整理など、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第7号「静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」については、地方公務員法の改正に伴い、引用条文を整理する改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木育男君）提案理由の説明は終わりました。

本2件につきまして、質疑及び討論の通告はございませんので、これより一括して採決に入ります。

お諮りいたします。

本2件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（鈴木育男君）御異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び議案第7号の2件は、可決されました。

日程第12 議案第8号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について

○議長（鈴木育男君）次に、日程第12、議案第8号「静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（繁田昌宏君）それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第8号「静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止」については、本条例に該当する全ての職員が「静岡県市町総合事務組合」の共同処理の対象となったことから、本条例を廃止するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木育男君）提案理由の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（鈴木育男君）御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

日程第13 議案第9号 平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木育男君）次に、日程第13、議案第9号「平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（繁田昌宏君）それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第9号「平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。

主な内容は、被保険者の健康増進に関する事業や、東日本大震災の避難者への特例措置等に対し、国から特別調整交付金が交付されること、また、前年度以前の国庫負担金等の精算に伴う償還を行う等のため、特別会計歳入歳出予算をそれぞれ 8,638 万 8,000 円増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木育男君） 以上で、提案理由の説明は終了しました。

議案第 9 号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決に入ります。お諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（鈴木育男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は可決されました。

日程第 14 議案第 10 号 平成 28 年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

○議長（鈴木育男君） 次に、日程第 14、議案第 10 号「平成 28 年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を、議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（繁田昌宏君） それでは、議案書の 33 ページをお願いいたします。

議案第 10 号「平成 28 年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、御説明いたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,805 万 4,000 円と定めます。

第 2 条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額について定めます。

第 3 条は、歳出予算の同一款内においては、過不足を流用できるものとしております。

次に、36 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算のうち、歳入の主なものですが、1 款 1 項負担金は、広域連合の庶務的経費を、市町に負担していただく負担金でございます。

2 款 1 項財産運用収入は、財政調整基金の運用利子でございます。

4 款 1 項繰越金は、平成 27 年度の決算で見込む繰越金でございます。

次に、37 ページ、歳出の主なものですが、1 款 1 項議会費は、議員報酬や議会開催に伴う旅費などでございます。

2 款 1 項総務管理費は、事務所の賃借料や、総務室等の職員 9 名の人件費に係る派遣市町への負担金などでございます。

2 款 3 項監査委員費は、決算審査や定期監査等の実施に要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木育男君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

議案第 10 号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」]

○議長（鈴木育男君）御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

日程第15 議案第11号 平成28年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計予算

○議長（鈴木育男君）次に、日程第15、議案第11号「平成28年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（繁田昌宏君）それでは、議案書の53ページをお願いいたします。

議案第11号「平成28年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」について、御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,871億9,440万8,000円と定めます。

第2条は、一時借入金の最高額を200億円と定めております。

第3条は、歳出予算の同一款内においては、過不足を流用できるものとしております。

次に、56ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入の主なものですが、1款1項市町負担金は、県内市町からの事務費負担金、市町において収納する保険料負担金、給付費に対する定率の療養給付費負担金などでございます。

2款1項国庫負担金は、国からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。

2款2項国庫補助金は、国からの調整交付金及び健康診査事業などに対する補助金でございます。

3款1項県負担金は、県からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。

4款1項支払基金交付金は、国民健康保険等、医療保険からの後期高齢者交付金でございます。

5款1項特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療の給付に対し、交付されるものでございます。

少し飛びまして、9款1項繰越金は、平成27年度の決算で見込む繰越金でございます。

57ページの11款3項雑入は、第三者行為による納付金が主なものでございます。

次に、1枚おめくり頂いて、58ページをお願いいたします。

歳出の主なものですが、1款1項総務管理費は、事業の運営に係る事務経費で、被保険者証の作成業務や電算システムの運用管理など、15件の委託料、電算機器等のリース料のほか、事業運営に携わる職員、22名の人件費に係る派遣市町への負担金が主なものでございます。

2款1項療養諸費は、療養給付費や訪問看護療養費などでございます。

2款2項高額療養諸費は、高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。

2款3項その他医療給付費は、葬祭費でございます。

3款1項県財政安定化基金拠出金は、県が設置する財政安定化基金に積み立てる拠出金でございます。

5款1項健康保持増進事業費は、被保険者の健康診査及び歯科健診事業に要する経費でございます。

最下段の9款1項予備費は、保険料率を設定した2年間の財政運営期間において、2年目となる平成29年度に繰り越す予定額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木育男君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

議案第11号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（鈴木育男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

○議長（鈴木育男君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。広域連合長。

○広域連合長（原田英之君） 本日は、2月定例会の開会に当たりまして、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。

ただいまは、私どもが提案いたしました議題につきまして、御承認をいただき誠にありがとうございます。

先ほど、一般質問の中で、飯田議員から保険料の引上げについての御質問がございましたが、御案内のとおり、特別会計の中で言っております約3,800億円は、後期高齢者の医療費の9割でございます。それに本人負担分が1割加わるわけでございますが、そうすると医療費は4,200億円くらいの規模の数字です。

3,800億円のうち、国と県と市町の負担部分が決まっていますが、今回、保険料がおおよそ2.8%くらい上がるわけですが、これに伴い国と県もその部分の負担が増えることになっています。

保険料をどうやって定めるかは逆算方式であります。全体の医療費の中から給付費などの必要なものを削っていき、残った市町の負担部分を個別の保険料に当て込んでいったときに、先ほど申し上げましたような、どうしても引上げが必要だここに至ったわけでございます。その点につきましては、できるだけ引上げはしたくないという思いでございますが、この制度を健全に保っていくためには、どうしても数字でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

また、医療費の抑制については、昨日、国保連合会の理事会がございました。その中で、1つの方法として、医療費の査定という方法があるとの話が出ました。本筋かどうかは別ですが、それぞれのお医者さんが出した医療費を、国保の方で保険支払いする段階で、査定をより厳格にすること

によって、場合によっては数字を戻す。健康によって医療費を抑制することとは全く別のものですが、静岡県が県下の査定率を平均より上げていく努力をしましょうという話を昨日いたしたところでございます。

このように、様々なことをやりながら医療費の抑制に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

本日は長い時間ありがとうございました。またよろしく願いいたします。

○議長（鈴木育男君）これにて、平成 28 年静岡県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 3 時 25 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 鈴 木 育 男

議 員 中 野 弘 道

議 員 秋 田 稔